

# 高額療養費の変更のお知らせ(令和8年8月1日から)

## 【注意事項】

- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、原則として申請は不要です。  
ただし、限度額情報を確認できない場合は、申請が必要となることがあります。
- ・入院費・外来費それぞれで適用されます。(ただし合算はできません。)
- ・入院の食事代や個室代などの実費料金は対象となりません。
- ・暦の1ヶ月単位で計算されます。

## 70歳未満の方

自己負担限度額の計算方法(令和8年8月1日より、限度額が所得に応じて見直されました)

| 所得区分 | 標準報酬月額            | 自己負担限度額                                                   | 多数該当<br>※1 | 年間上限※4 |
|------|-------------------|-----------------------------------------------------------|------------|--------|
| 区分ア  | 83万円以上            | $270,300円 + (\text{総医療費} \times 2 - 901,000円) \times 1\%$ | 140,100円   | 168万円  |
| 区分イ  | 53万～79万円          | $179,100円 + (\text{総医療費} - 597,000円) \times 1\%$          | 93,000円    | 111万円  |
| 区分ウ  | 28万～50万円          | $85,800円 + (\text{総医療費} - 286,000円) \times 1\%$           | 44,400円    | 53万円   |
| 区分エ  | 26万円以下            | 61,500円                                                   |            | 53万円※5 |
| 区分オ  | 市区町村民税<br>非課税者等※3 | 36,900円                                                   | 24,600円    | 29万円   |

※1 療養を受けた月以前の1年間に、3か月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4か月目から、「多数回該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

※2 総医療費とは、保険適用される診察費用の総額(10割)です。

※3 被保険者が住民税の非課税者で、かつ、区分ア、イに該当しない方

※4 年間上限額は毎年8月から翌年7月までの12か月間の合計を対象としますが、病院では対応できませんのでご了承ください。

※5 標準報酬月額が15万円以下であることが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いされます。

手続きやお問い合わせは、ご加入の健康保険まで

国民健康保険・・・住所地の役所、役場の保険年金課  
社会保険・・・協会けんぽや組合などの担当窓口

令和8年8月1日  
福岡市民病院 医事課

# 高額療養費の変更のお知らせ(令和8年8月1日から)

## 【注意事項】

- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、原則として申請は不要です。  
ただし、限度額情報を確認できない場合は、申請が必要となることがあります。
- ・入院費・外来費それぞれで適用されます。(ただし合算はできません。)
- ・入院の食事代や個室代などの実費料金は対象となりません。
- ・暦の1ヶ月単位で計算されます。

## 70歳以上の方

自己負担限度額の計算方法(令和8年8月1日より、限度額が所得に応じて見直されました)

| 所得区分      | 標準報酬月額                 | 自己負担限度額                                                   | 多数該当<br>※1 | 外来<br>(個人ごと)                     | 年間上限<br>※4 |
|-----------|------------------------|-----------------------------------------------------------|------------|----------------------------------|------------|
| 現役並み<br>Ⅲ | 83万円以上                 | $270,300円 + (\text{総医療費} \times 2 - 901,000円) \times 1\%$ | 140,100円   | —                                | 168万円      |
| 現役並み<br>Ⅱ | 53万～79万円               | $179,100円 + (\text{医療費} - 597,000円) \times 1\%$           | 93,000円    | —                                | 111万円      |
| 現役並み<br>Ⅰ | 28万～50万円               | $85,800円 + (\text{医療費} - 286,000円) \times 1\%$            | 44,400円    | —                                | 53万円       |
| 一般        | 26万円以下                 | 61,500円                                                   |            | 22,000円<br>(年間上限※4:<br>216,000円) | 53万円<br>※5 |
| 低所得Ⅱ      | 市区町村民税<br>非課税者等※3      | 25,700円                                                   | 24,600円    | 11,000円<br>(年間上限※4:<br>96,000円)  | 29万円       |
| 低所得Ⅰ      | 世帯全員の所得が<br>一定の基準に満たない | 15,700円                                                   | —          | 8,000円                           | 18万円       |

※1 療養を受けた月以前の1年間に、3か月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4か月目から、「多数回該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

※2 総医療費とは、保険適用される診察費用の総額(10割)です。

※3 被保険者が住民税の非課税者で、かつ、現役並み所得者に該当しない方

※4 年間上限額は毎年8月から翌年7月までの12か月間の合計を対象としますが、病院では対応できませんのでご了承ください。

※5 標準報酬月額が15万円以下であることが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いされます。

手続きやお問い合わせは、ご加入の健康保険まで

国民健康保険・・・住所地の役所、役場の保険年金課  
社会保険・・・協会けんぽや組合などの担当窓口

令和8年8月1日  
福岡市民病院 医事課